ごかのお知らせ

(№433)

お知らせ

■地上デジタル放送が見られない方へ（総務課）

7月24日をもちましてアナログ放送から地上デジタル放送へ切り替えになりました。

地上デジタル放送が見られない方は、地デジコールセンター（電話0570-07-0101）へお問い合わせください。

また、五霞町役場玄関入口において『地デジ臨時相談コーナー』を8月26日までの毎週金曜日午前10時から午後4時まで開設しておりますのでお立ち寄りください。

■役場職員の人事異動がありました（総務課）

7月1日付で、役場職員課長級の人事異動がありましたので、次のとおりお知らせします。

【健康福祉課】
課長　斉藤幸久（教育委員会）

【議会事務局】
局長　中島秀吉（健康福祉課）

【教育委員会】
次長　須賀　弥（議会事務局）

※（　）内は、旧所属課名です。

■㊨受給者証の更新はお済みですか？（町民税務課）

6月に新しい㊨受給者証の更新（乳幼児・妊産婦を除く）を行いましたが、まだ引き換え手続きの済んでいない方は、医療費の給付を受けられない場合がありますので、速やかに手続きを行ってください。

○お問い合わせ
町民G（内線300）

■国民年金保険料には免除制度があります（町民税務課）

保険料の免除制度は、全額免除制度と3段階の一部免除（2分の1免除・4分の1免除・4分の3免除）になっています。（表1参照）

（表1）全額免除・一部免除の世帯構成別の所得基準の「めやす」

世帯構成	全額免除	一部免除		
		3／4免除	1／2免除	1／4免除
4人世帯（ご夫婦、お子さん2人）	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯（ご夫婦のみ）	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

納付する月々の保険料額は次のとおりです。（平成23年度）

4分の1免除　11,270円
2分の1免除　7,510円
4分の3免除　3,760円

これらの制度をご利用いただく場合には、ご本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件となります。

なお、一部免除を受けた場合に、納付すべき一部保険料が未納となった場合には、一部免除が無効となり、老齢・障害・遺族の基礎年金の受給資格期間には含まれませんので、必ず一部保険料を納付していただく必要があります。

○対象期間　7月から翌年6月

○年金額（平成21年4月分から）

全額免除期間分　1／2
4分の3免除期間分　5／8
2分の1免除期間分　6／8
4分の1免除期間分　7／8

このほか猶予または免除の制度として、次のものがあります。

▼「若年者猶予制度」30歳未満の方の保険料が猶予（所得審査あり）

▼「学生納付特例制度」学生の方の保険料が猶予（所得審査あり）

▼「法定免除」障害年金や生活保護法の生活扶助を受給している方の保険料が免除

免除または猶予された保険料について、将来受け取る年金額が少なくならないよう、10年以内に納付することができます。この場合、承認された期間の翌年度から起算して3年度目以降に納付する場合は、経過した年数に応じて一定の加算額が加わります。

※任意加入被保険者は対象となりません。

○お問い合わせ
町民G（内線230）
下館年金事務所
☎0296(25)0811

■個人事業税第1期分の納付について（町民税務課）

個人で事業を行われている方は、一定の所得を超えた場合に、個人事業税が課税されます。

個人事業税は原則として2回に分けて納めていただきますが、第1期分の納税通知書を8月中旬に送付しますので、8月31日㈬の納期限までに必ず納付願います。納税に便利な口座振替制度もあります。詳細は、茨城県筑西県税事務所境支所までお問い合わせください。

○お問い合わせ
茨城県筑西県税事務所境支所
☎(87)1120

広告